

(保66)

平成30年6月12日

都道府県医師会

社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

松本純一

### 集団的個別指導における保険医療機関の類型区分の変更について

今般、集団的個別指導の診療所類型区分の「内科」のうち、「人工透析を行うもの」について、下記のような変更を行うことといたしましたので、ご連絡申し上げます。

人工透析を行っている診療所については、主たる診療科の区分にかかわらず、類型区分を②（内科（人工透析を行うもの（内科以外で人工透析を行うものを含む。）））といたしました。

また、今回の変更に基づく「平成30年度診療科別平均点数一覧」が各厚生局のホームページに公開されておりますことを合わせてご連絡申し上げます。

都道府県医師会におかれましては、ダウンロードしてご活用くださいますようお願いいたします。

### 記

#### 医科の診療所

- ①-1 内科（①-②又は②の区分に該当するものを除く）
- ①-2 内科（②の区分に該当するものを除き、「特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件」（平成28年厚生労働省告示第54号）に定める在宅療養支援診療所に係る届出を行っているもの。）
- ② 内科（~~主として~~人工透析を行うもの（内科以外で、~~主として~~人工透析を行うものを含む。）

※ 内科には、呼吸器科、消化器科（胃腸科を含む。）、循環器科、アレルギー科及びリウマチ科を含む。

(添付資料)

1. 集团的個別指導等の対象保険機関等の選定について

(厚生労働省保険局医療課医療指導監査室 事務連絡 (平 30. 2. 5))

事 務 連 絡

平成30年2月5日

地方厚生(支)局管理課長  
地方厚生(支)局医療課長  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)長  
都道府県高齢者医療主管部(局)  
後期高齢者医療主管課(部)長

殿

厚生労働省保険局医療課  
医療指導監査室長

#### 集団的個別指導等の対象保険医療機関等の選定について

標記についての具体的な取扱いについては、平成20年9月30日付け当室事務連絡「「保険医療機関等及び保険医等の指導及び監査について」の一部改正について」の取扱いについて」及び平成28年3月22日付け当室事務連絡「「保険医療機関等及び保険医等の指導及び監査について」の取扱いについて」の別添1「指導大綱関係実施要領」の一部改正についてにより連絡しているところですが、このうち、「第3 保険医療機関等の類型区分」、(2)中の医科の診療所(内科に限る。)については、当分の間、同事務連絡にかかわらず、以下により取り扱うこととしたので対応をお願いします。

1. 「第3 保険医療機関等の類型区分」、(2)中の医科の診療所について、次の区分によること。
  - ① - 1 内科 (①-2又は②の区分に該当するものを除く。)
  - ① - 2 内科 (②の区分に該当するものを除き、「特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件」(平成28年厚生労働省告示第54号)に定める在宅療養支援診療所に係る届出を行っているもの。)
  - ② 内科 (人工透析を行うもの(内科以外で、人工透析を行うものを含む。))

※ 内科には、呼吸器科、消化器科(胃腸科を含む。)、循環器科、アレルギー科及びリウマチ科を含む。

